(六)　次のとおり非課税措置等の適用期限を延長することとした。

(1)　預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け等又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(2)　保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一〇条関係）

(3)　特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(4)　信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(5)　投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(6)　都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(7)　公益社団法人又は公益財団法人が取得する文化財保護法に規定する重要無形文化財の公演のための施設の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(8)　農業近代化資金等の貸付けを受けて取得する農林漁業経営の近代化又は合理化のための共同利用施設に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(9)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の二関係）

(10)　不動産特定共同事業法に規定する特例事業者等が一定の不動産特定共同事業契約により取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(11)　住宅及び土地の取得に係る標準税率（本則四パーセント）を三パーセントとする特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条関係）

(12)　心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(13)　高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定するサービス付き高齢者向け住宅である一定の新築貸家住宅の用に供する土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(14)　宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の取得後二年以内に、住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものを個人に対し譲渡し、当該個人がその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該住宅の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(15)　宅地建物取引業者が改修工事対象住宅の敷地の用に供する土地（当該住宅とともに取得したものに限る。）の取得後二年以内に、当該住宅について住宅性能向上改修工事を行った後、当該住宅のうち一定のものの敷地の用に供する土地を個人に対し譲渡し、当該個人が当該住宅をその者の居住の用に供した場合における、宅地建物取引業者による当該土地の取得に係る税額の減額措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の四関係）

(16)　宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の二分の一とする特例措置の適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一一条の五関係）

(17)　東日本大震災により滅失し、又は損壊した家屋（以下「被災家屋」という。）の所有者等が、当該被災家屋に代わるものと道府県知事が認める家屋（以下「代替家屋」という。）を取得した場合における、当該代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条関係）

(18)　被災家屋の敷地の用に供されていた土地の所有者等が、代替家屋の敷地の用に供する土地で当該被災家屋の敷地の用に供されていた土地に代わるものと道府県知事が認める土地を取得した場合における、当該土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条関係）

(19)　東日本大震災により耕作又は養畜の用に供することが困難となった農用地であると農業委員会等が認めるものの平成二三年三月一一日における所有者（農業を営む者に限る。）等が、当該農用地に代わるものと道府県知事が認める農用地を取得した場合における、当該農用地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和八年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条関係）

(20)　土地改良法の規定に基づき土地を取得することが適当と認める者が東日本大震災の津波被災区域を含む換地計画に基づき取得する一定の換地に係る課税標準の特例措置の適用期限を令和五年三月三一日まで延長することとした。（附則第五一条の二関係）

4　軽油引取税

(一)　次に掲げる軽油の引取りに係る課税免除の特例措置について、その適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）

(1)　船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り

(2)　自衛隊が通信の用に供する機械、自動車その他これらに類する一定のものの電源又は動力源に供する軽油の引取り

(3)　鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り

(4)　農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り

(5)　木材加工業その他の一定の事業を営む者が当該事業の事業場において使用する機械の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

(二)　船舶の動力源に供する免税軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律、重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律、武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律又は国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律に基づき、当該引取りに係る軽油を譲渡する場合における課税免除の特例措置について、その適用期限を令和六年三月三一日まで延長することとした。（附則第一二条の二の七関係）